

## □ 会費及び入会手続き等

### 1 賛助会費（年会費）

- ◇ 法人・団体・企業等      1口   10,000円   （口数無制限）
- ◇ 個人                            1口     3,000円   （口数無制限）

### 2 賛助会員入会手続き等

(1) 別添（様式1号）「賛助会員入会申込書」を下記事務局宛に送付してください。  
（FAX・E-mail送信可）

(2) 賛助会費は、次の口座に振込んでください。

◇ ゆうちょ銀行の口座に振込む場合

①同封の赤い「払込取扱票」を使用したとき、振込手数料は不要（スポーツ協会負担）

②上記①によらず、郵便局に置かれている青い「払込取扱票」を使用したとき、振込手数料が必要。

③ゆうちょ銀行以外の銀行から振込む場合

店番号 179（ゆうちょ銀行 木花店）

当 番 0122368 [手数料個人負担]

◇宮崎銀行の口座に振込む場合

宮崎銀行 木花支店 [手数料個人負担]

普通預金 122656

口座名 公益財団法人 宮崎県スポーツ協会 賛助会費

(3) 入会申込書の提出先（FAX・E-mail申込も可）

〒889-2151 宮崎市大字熊野字島山1443-12

公益財団法人 宮崎県スポーツ協会 事務局

TEL 0985-58-5633

FAX 0985-58-5630

E-mail : [miyazakiken@japan-sports.or.jp](mailto:miyazakiken@japan-sports.or.jp)

### 3 その他

- (1) 会員には、本県スポーツ振興に関する情報等を提供します。
- (2) 法人等で3口以上の会員は、希望があれば本協会ホームページにバナー広告を掲載します。
- (3) 広報誌や本協会ホームページに会員氏名・団体名を掲載させていただきます。記載の可否を別紙申込書で回答してください。
- (4) 寄附金の税制上の優遇処置については別紙のとおりです。
- (5) 法人等掲載ポスター（毎年度）を送呈致します。

賛助会員の個人情報、本事業以外に使用することはありません。

## 「私達は宮崎のスポーツを応援します！」

### 税制上の優遇処置について

本会は、税制上の「特定公益増進法人」に該当しますので、本会賛助会へ加入した場合、優遇措置（寄附金控除）を受けることができます。つまり、所得税の還付が受けられます。（ただし、確定申告が必要です。）

#### ◇個人による寄附の場合

##### ・所得税

(1) **所得控除**（一定額を所得から控除する制度）

所得控除額 = 寄附金合計額 - 2,000円

控除の限度額 = 年間所得額の40%

軽減される税額 = (例) 800円（1万円の寄附、所得税率10%の場合）

(2) **税額控除**（一定額を所得税から控除する制度）

税額控除額 = (寄附金合計額 - 2,000円) × 40%

控除の限度額 = 年間所得税額の25%

軽減される税額 = (例) 3,200円（1万円の寄附の場合）

※ (1) 又は (2) のどちらかを選択することができる。

##### ・住民税

税額から控除される額

県の条例指定 (寄附金額 - 2,000円) × 4%

市町村の条例指定 (寄附金額 - 2,000円) × 6%

◎重複であれば (寄附金額 - 2,000円) × 10%

#### ◇法人による寄附の場合

所得控除

損金算入額

(1) 次のいずれか少ない金額

① 寄付金の合計額

② 特別損金算入限度額

(資本金等の額 × 0.375% (3.75/1,000) + 所得金額 × 6.25% (6.25/100)) × 1/2

※上記により損金に算入されなかった金額は一般寄附金の額に含まれる。

↓

(2) 一般の寄附金損金算入限度額

(資本金等の額 × 0.25% (2.5/1,000) + 所得金額 × 2.5% (2.5/100)) × 1/4

(例) 資本金 20,000,000円(2千万円)

所得 10,000,000円(1千万円)

寄附金 1,000,000円(100万円)

(1) について

① 100万円

② 35万円 (A)

①・②の少ない方 → 35万円を損金に参入することになる。

(2) について

7万5千円 (B)

(A) + (B) = 42万5千円が損金算入となる。